

子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

(教育・保育の提供区域と量の見込み、確保の内容と実施時期について)

(1) 教育・保育提供区域の設定

市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域(「教育・保育提供区域」)を設定。(小学校区、中学校区、行政区などを想定。)

なお、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 各年度における教育・保育の量の見込み、ならびに実施しようとする提供体制の確保の内容およびその実施時期

各年度における教育・保育の量の見込み

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定める。

- ・本市に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。
- ・認定の区分に加え、0歳、1 - 2歳、3 - 5歳の3区分で設定する。

認定の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 - 5歳、幼児期の学校教育のみ ・ 3 - 5歳、保育の必要性あり ・ 0 - 2歳、保育の必要性あり
-------	---

実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

(3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み ならびに実施しようとする提供体制の確保の内容およびその実施時期

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事 項	目標事業量の設定の考え方
1 利用者支援に関する事業	子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子ども又は子どもの保護者の身近な場所で必要な支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制を確保する。
2 時間外保育事業	小学校就学前の子どもの保育に係る希望利用時間帯を踏まえる。
3 放課後児童健全育成事業	小学校就学前子どもに係る保育との連続性を重視し、放課後児童健全育成事業に係る利用希望を踏まえる。 なお、学年が上がるほど利用の減少傾向があることやおおむね十歳前後までに遊びや生活面で自己管理が可能となる等自立が進むことに留意する。

事 項	目標事業量の設定の考え方
4 子育て短期支援事業	保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった期間の実績に基づき、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性を踏まえる。
5 乳児家庭全戸訪問事業	出生数等を踏まえる。
6 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	児童福祉法第六条の三第五項に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに同条第八項に規定する要保護児童の数等を踏まえる。
7 地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業の希望利用日数等に基づき、居宅より容易に移動することが可能な範囲で利用できるよう配慮する。
8 一時預かり事業	小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）を含む。）の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性を踏まえる。
9 病児保育事業	学校就学前の子どもに該当する子どもの数を病児保育事業の利用可能性がある者と捉えた上で、事業の利用実績及び利用希望を踏まえる。
10 子育て援助活動支援事業	子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）の実績に基づき、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性を踏まえる。
11 妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊娠の届出件数を踏まえる。

実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容およびその実施時期

市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定。

（４）子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進

保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携